

衆議院 財務金融委員会 議 録 第 二 十 号

平成二十四年八月二十九日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 海江田万里君
 理事 網屋 信介君 理事 泉 健太郎君
 理事 糸川 正晃君 理事 岸本 周平君
 理事 豊田潤多郎君 理事 竹内 譲君
 磯谷香代子君 理事 江端 貴子君
 小野塚勝俊君 緒方林太郎君
 大串 博志君 岡田 康裕君
 小山 展弘君 近藤 和也君
 中塚 一宏君 中林美恵子君
 中屋 大介君 仁木 博文君
 花咲 宏基君 藤田 憲彦君
 古本伸一郎君 三村 和也君
 森本 和義君 大谷 啓君
 菅川 洋君 玉城アニー君
 斉藤 鉄夫君 佐々木憲昭君
 木内 孝胤君 田中 康夫君

三谷 光男君 磯谷香代子君
 若泉 征三君 花咲 宏基君

同日
 補欠選任
 磯谷香代子君 三谷 光男君
 仁木 博文君 五十嵐文彦君
 花咲 宏基君 中屋 大介君
 同日
 補欠選任
 中屋 大介君 若泉 征三君

八月二十八日
 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

同日二十九日
 国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立に関する請願(塩川鉄也君紹介)(第二四四一号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
 政府参考人出頭要求に関する件
 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)(参議院送付)

○海江田委員長 これより会議を開きます。開会に先立ちまして、自由民主党・無所属の会所属委員に対し、出席を要請いたしましたが出席が得られません。

再度理事をして出席を要請いたさせますので、しばらくお待ちください。速記をとめてください。

〔速記中止〕

○海江田委員長 速記を起こしてください。理事をして再度出席を要請いたさせましたが、

自由民主党・無所属の会所属委員の出席が得られません。万やむを得ず議事を進めます。内閣提出、参議院送付、金融商品取引法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣松下忠洋君。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
 〔本号末尾に掲載〕

○松下国務大臣 ただいま議題となりました金融商品取引法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国金融資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るとともに、グローバルな金融資本市場の混乱を踏まえた金融システムの強化及び利用者が安心して取引できる規制を整備していくことが重要な課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、新成長戦略、日本再生の基本戦略等に基づき、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るため、証券、金融、商品を横断的に一括して取り扱う総合的な取引所の実現に向けた措置を講じることとしております。

第二に、店頭デリバティブ取引の公正性、透明性の向上を図るため、一定の店頭デリバティブ取引について電子取引システムの使用を義務づけるなどの措置を講じることとしております。

第三に、適切な不正取引規制を確保するため、課徴金の対象を追加、拡大するなどの課徴金

制度の見直し、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直しを行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○海江田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○海江田委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長森本君、経済産業省大臣官房商務流通審議官豊永厚志君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○海江田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○海江田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。網屋信介君。

○網屋委員 皆さん、おはようございます。民主党の網屋信介でございます。

本日は、かなり長い間成長戦略として議論を続けてまいりました総合的な取引所の実現に向けた制度整備ということで、やっとここまで来たのかなど。しかも、参議院では既に可決をされたというところでございますので、ここまで来たことについて、自分自身も最初のころでかわつてきたこともありまして非常に感慨深いものがあります。せつかくの機会でございますので、幾つかの点について御質問をさせていただきます。

委員の異動
 八月二十九日
 辞任 補欠選任
 五十嵐文彦君 仁木 博文君

た。そういう中で、総合的な取引所等に対する金融庁の一定の監督権限の行使、これについて金融庁が一元的に監督を行う、これはもうはつきりしているわけでございます。

その上で、同時に、商品の生産、流通に対する悪影響が発生する、それを防止しなければいけないという観点がございます。

例えば、トウモロコシ等をとりますと、先物取引として、三カ月後に三倍になる、こうなりますと、今それを買い占めておこう、高く後で売ろうと。そうすると、現物が少なくなってくるということで、現実の市場が混乱するというようなことがあって、やはり悪影響を及ぼす。そういうことはしっかりと防止しなきゃいかぬのだということを含めて、金融庁と、それから商品所管大臣がおりますけれども、農林水産大臣あるいは経済産業大臣との間の事前協議、同意、そういう連絡調整というものはやはりしておかなきゃいかぬということ、そういう規定を設けたということでございます。

いずれにしても、二重行政は排除されているのかということをお尋ねいただきましたけれども、取引所や業者の立場から見れば、許可可や行政処分あるいは検査等の監督権限を行使する主体は金融庁に一元化されておりますから、御指摘の二重行政を排除する目的は図られているというふうに考えています。

なお、いろいろな問題がまた起こってくるのが予想されますから、これは三省庁による協議会をつくって、しっかりと実務的に、スムーズにいくように対応したいというふうに考えております。

○網屋委員 ありがとうございます。私は非常に大事な点だと思っております。少なくとも、取引業者もしくはマーケットから見たら、これは金融庁が全て管理監督をしているんだということが非常に大事なポイントだと思っております。

もちろん、新しい商品を入れる入れないとか、いろいろところで所管の大臣のところと議論を

していただくのは、これはこれで大事なことだと思えますが、今大臣がおっしゃったような例えばトウモロコシの話、ただ、一つ気をつけなきゃいけないのは、やはりそうはいっても、では、日本でやれなかつたら、シカゴでもできるしシンガポールでもできるし、いろいろなところで実はやれるわけで、日本で幾ら規制をしてもこれは余り、実は現実的には今の金融マーケットでは一つの国だけでそれを牛耳るというのはなかなかできないということでは事実だということに思っておりますので、そういう意味からすると、金融庁の役割というのは非常に大きいということをぜひ御認識をいただきたいと思っております。

それから、これはもう私の方から、時間もないので一つ提言として申し上げると、取引業者の中で第一種金融業者の財務基準の中で、いわゆる商品だけを扱うところは商品先物法に基づいてやるということになっていますが、やはり業者の健全性というのは非常に大事で、これは、特に証券会社の場合にはいろいろな問題がありましたけれども、例えば最低資本金ですとか、それからいわゆるコンプライアンスの問題とか、そういったものをおかなり厳しく今やってきているわけで、私自身は、これは私の理解として、経過措置的な、ソフトランディング的な意味を持っていると思っておりますが、基本的には、最終的にはやはり商品先物の業者についても同様の、同じ基準、監督でやるのであれば、財務基準等々採用すべきであろうというふうに考えているところでございます。

あと五分なので、もう一つお話をしたいのですが、実はこの新成長戦略における、もともとは総合取引所、今は総合的な取引所になりましたけれども、そういう取引所の創設というのは、先ほどから申し上げますように、一般の投資家さんがワンストップで取引ができる体制をつくる、それが結果的にアジアの市場に対抗できる市場となり、最終的には活性化を促されるというふうに理解をしているわけです。

こういうシステムの総合取引所をつくること

はもちろん第一歩として大事なのですが、実は投資家さんから見ると何が大事かというと、幾つかのポイントがあるんですが、一つは、清算機関、いわゆるセトルメント、これが一括してやれる。これはそういうふうになると思っています。もう一つが、取引のシステムが統一されていること。今、東証と大証が合併の話がありますが、これはシステムが違うので非常に混乱が実はまだまだ起こると思っておりますが、この統一化は結構お金のかかる話です。それから三番目が、これは結構重要なんです、差し入れ担保の共有化ということなんです。

要するに、商品先物等々をやるときに担保を入れます、こっちで国債の先物をやるといって、また担保を入れます、いや、株の先物をやるといって、こっちにまた担保を入れますと。

これは担保は共有できません。例えば、こっちで大口けしているけれども、こっちは大損して入れてくださいみたいなわけのわからぬことをやると、実は総合的にやった意味がないので、やはり担保の共有化ということをぜひとも御検討いただきたいと思います。

それからもう一つは、これはこの委員会でも決めることじゃないんですが、やはり大事なことは税制だと思っております。どこまでまとめて税制をやれるのか、いわゆる相殺ができるのか、その辺についての議論がもしなされているのであれば、ぜひとも御意見を伺いたいと思っております。

○松下国務大臣 今さまざまな御指摘をいただきました。そのとおりだと思っております。方向性はもうはつきりしていますが、その中で、直ちに実現することが難しいものもありま

す。しかし、この法案成立後に三省庁、金融庁と農林水産省そして経済産業省の三省庁で、実務者による協議会をつくっていくことになっております。商品先物取引活性化協議会と言っていますけれども、そこを直ちに開いて、しよっちゅう、ここで

頻繁に議論しながら、円滑に進むように、課題整理に取り組んでいきたい、そう思っています。

差し入れ担保の共有化等についても同じでございます。しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っています。

問題は共有していますので、しっかりとやりたいと思っております。

○網屋委員 形はつくっても魂を入れないと、これはやった意味がないと思っておりますので、ぜひとも、それについては、税制も含めて、全ての前提は投資家さんの便宜を図っていくということにポイント置いて今後の議論を深めていただきたいと思っております。

それから、せっかくこういう形で一つの取引所にまとめていくのですから、ほかの、正直言うと、いろいろな天下りの温床にもなっているような取引所はほとんどなくしていただいで、一つの形で総合的につくっていただく。本来これも趣旨だと私は思っておりますので、そういったことを強くお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○海江田委員長 次に、自由民主党・無所属の会所属委員の質疑に入りますが、出席が得られません。

これより自由民主党・無所属の会の質疑時間に入ります。

〔委員長退席、糸川委員長代理着席〕

〔糸川委員長代理退席、委員長着席〕

○海江田委員長 これにて自由民主党・無所属の会の質疑時間は終了いたしました。

次に、普川洋君。

○普川委員 国民の生活が第一の普川洋です。きょうは金融法の改正の審議でありますけれども、委員会が強行的に立てられまして、このような状況の中で質問をするというのは非常に残念に思っております。日本の投資環境の整備のためにこれは必要なことであるので、しっかりとした審議が行われるように、ぜひとも委員長、また

んでおるところでございます。

○菅川委員 今説明していただきました。二つの観点からだったと思いますけれども、システムそのものに対する話と、さらには、投資家、特に多分プロの投資家だと思えますけれども、この方々が行う取引の中でマーケットがゆがめられてしまっているものに対する管理監督というような話であると思えます。

まずは、やはりシステムがきちつと動くということが私は大事だと思っております。その中でも、今、東証に対する業務改善命令という中で、第三者のチェックを受けるようにというお話でありましたけれども、受けた後、やはりこれからもしっかりと安定して取引が行えるように、システムがどうなっているのか、ぜひとも金融庁の中でも今後そういったチェックを強化していただきたいと思っております。

いづれにいたしましても、総合的な取引所、また、それをつくることによって日本の中での投資というものが活発に行われるように、これからもこういった中身を不断に見直ししていっただきまして、そして、最終的には、やはり利便性が上がるということがそういった環境を整えるという考えから、いろいろな環境を整備していったいただきたいと思えます。

そして、あと、この法案の中にありますインサイダー取引の話に移らせていただきたいと思っております。

インサイダー取引規制の見直しがこの中に入っておりますけれども、この見直しは、どちらかというと規制緩和をする側ではないかと思っております。企業の組織再編を行いやすくする内容として、今まで厳しく取り締まっていた部分を少し緩和しようという中身になっていると思っております。

企業の組織再編というものは、やはり機動的に行うことが必要でありまして、日本の中ではなかなか形というか、変えることに対するさまざまな規制が多くありますので、こういった見直しは

賛成であります。

ただ、その一方で、先日来ありますように、増資インサイダーの問題があります。今までの、関係者だけでなく、外部の関係者によりまして不正が行われるといったようなケースも出てきています。経営の自由度を増していく、その一方で、これは特に、情報が少ないと言われています。一般の投資家の方にも公正なルールを用いていくことが必要であると思っておりますけれども、こういった外部の関係者の方々に対する範囲の見直しだとか罰則のあり方の見直し、こういったものについて、現状、どのようにお考えになられているか、お聞かせください。

○松下国務大臣 最近、公募増資に関連したインサイダー取引等が頻発いたしました。これらを踏まえまして、七月四日でございますけれども、金融審議会に對しまして、情報伝達行為への対応とインサイダー取引規制の見直しについて諮問を行いました。

諮問の内容は、「我が国市場の公正性・透明性に対する投資家の信頼を確保する観点から、情報伝達行為への対応、課徴金額の計算方法その他近年の違反事案の傾向や金融・企業実務の実態に鑑み必要となるインサイダー取引規制の見直しを検討すること」ということで、全体的にしっかりと見直してほしいという要請をいたしました。

現在、それに基づいて、情報漏えい自体を規制対象とすること、それから、これは現行のインサイダー取引規制とは性格の異なるものとなるわけですから、いづれにしましても、情報漏えい者に対して、どのような場合に、どのような者や行為について、どのような対応をなし得るのかという検討も行っていく必要があるということで、今鋭意検討してもらっているということでございます。

○菅川委員 今の大臣のお話の中にもありました。情報の漏えいの方というものが、企業実態をしつかりつかんでいくということが大切な部分ではないかと思っております。

日本の中では、こういった部分が少し海外に比べて緩い部分があるのではないかとというような声もありませんので、公募増資のインサイダーのような問題というのは、これは本当にあつてはならないことであると思っておりますし、それに対しての規制というものはもちろん必要ですけれども、最近ではいろいろな形で情報が流れるということもありませんので、過去のケースだけではなく、これから起こり得るケースについてもさまざまな角度から検討していただきまして、情報がある人だけが得をするというような市場ではなく、一般の方々も公平なルールのもとで自分たちの判断で投資ができる、そういった環境をぜひともしっかりと整えることへとつなげていただきたいと思えます。

このような見直しというものは、常時、不断の見直しが必要であると思っております。規制をかけたれば規制をかけた分、その規制を逃れる方法を考える方々もいらつしやいますし、イタチごっこのような部分はあるのかもしれないけれども、ただ、そうはいいまして、公平なルールをしつかり守ることが市場の信頼につながることでありと思っておりますし、また、マーケットでの取引が拡大することへとつなげていくと思っておりますので、ぜひとも、今後ともしっかりと御検討をいただければと思っております。

時間となりましたので、以上で質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○海江田委員長 次に、斉藤鉄夫君。

○斉藤(鉄)委員 公明党の斉藤鉄夫です。早速質問に入らせていただきます。

金融、証券取引、また商品取引、この日本における国際競争力を高めようということで、平成二十一年にもある改革が行われました。その改革は、いわゆる相互乗り入れ方式、金融、証券、それから商品取引、それらが相互乗り入れる、持ち株会社方式でのそういう改革が行われたわけですが、全く活用がない、つまり全く生かされていない、こういう現状がございます。

今回の法改正も、まずその反省からスタートすべきだと思いますけれども、この平成二十一年の改革がなぜ生かされたのか、まず、このことを金融庁はどのように評価されておりますでしょうか。

○松下国務大臣 議員が御指摘のように、平成二十一年度の金商法改正による相互乗り入れ方式、これは確かに存在したわけでございまして、これも、この方式のもとでは、一つの取引所またはグループ会社において証券、金融、商品をとりに取り扱う場合、金融所管官庁及び商品所管官庁の双方の規制監督を受ける、そういう二重規制監督の問題が存在して、総合的な取引所という考え方はまた違う形で動いていたということで、これはもう一度見直しをすることによって、総合取引所という方向性について考えていくべきだということに考えたわけでございます。

○斉藤(鉄)委員 大変明確な御答弁で、二重行政が残った、金融庁、農水省、経産省、それぞれがある意味で自分の権限を温存しようといましようか、影響力を残そうというその力が働いたがために、平成二十一年の改革は、法律は改正したけれども実効がなかった。今回、その反省に基づいて、総合的な取引所をつくって一元化しよう、こういうことで、その方向性たるやよしと我々も考えております。

ところが、実際、新聞報道等を見ますと、どうもその一元化が本当になされるのかどうか、大変先行きが暗いという新聞報道ばかりでございます。いろいろな新聞を見ますと、結局、これまでの例えは商品取引、工業品、また穀物、これらはそのまま残る。残った場合は、当然今までの規制監督権限が残るということで、したがって、総合取引所をつくっても、平成二十一年と同じ轍で、結局そこは誰も利用しなくて今までもどおりやってしまう、こういうことになってしまっているのではないかと大変危惧をするわけでございます。

例え、いろいろな新聞が書いていますが、日

経新聞の表現を読みますと、「三省庁が権限の一元化で足並みをそろえるのも難しく、持ち株会社方式で実現を急ぐのが現実的と判断している。」これでは権限の一元化というのは全くないわけでございます。ここをどう乗り越えるかということが一番のポイントだろうと思います。

きょうは、そういう意味で、経産省、農水省の方にも来ていただきました。それぞれ、金融担当大臣、それから経産省、農水省から、その決意のほどについて伺いたいと思います。

○松下国務大臣 私、経済産業省の副大臣としてこの問題に二年以上かかってまいりました。今御指摘のように、金融庁、農林水産省そして経済産業省、それぞれ自分のものを持っております。その中で、それぞれ激しい自分たちの主張もございました。そして、やはりいろいろなものを守りたいというものもあつたんだと思います。

これはもう長い二年間の議論の中で十分議論し尽くしたわけでございますけれども、その上で、やはり、世界が激しく動いている、そして、この小さな列島の中で同じようなものが幾つもあるという、その非常に利便性を欠くやり方、そこをもう少し広く、大きなものにして、アジアに向かって、世界に向かってしっかりと発信していくものをつくらなきゃいかぬという共通の認識を、しっかりと議論する中でつくってきたと思っております。

そういう中で、とにかく金融庁にまず一元化して、そのもとでしっかりと進めていく。そして、いろいろな商品を扱っているものがありますので、先ほど言いましたように、先物取引のいろいろなことの影響も十分想定される、実態としてそういうこともありましたので、そこは、その分野についての人たちのいろいろな指導も必要だということ、一元化をした上で、そういう人たちの意見も聞きながら、しっかりと調整していくことが必要だということでもまとめました。

ですから、前回の轍を踏まないように方向性はしっかりとくり上げたと思っておりますが、これから、それぞれの省庁のいろいろな自分たちの主張

が主張だけに終わらないように、一つの方向にまとまるように努力していくことは、協議会をつくってしっかりと実務的にまとめていきたいと考えています。

○豊永政府参考人 お答えさせていただきます。重要な産業インフラであります商品先物取引所にとりましても、規制監督権限の一元化のみならず、システム関係その他の運営コストの軽減や、投資家もしくは委託者と言われております投資家の方々の利便の観点から、総合取引所は有力な方策だと考えております。

既に、ことし二月にまとめられました三省の合意に基づきまして、取引所その他関係事業者に総合的な取引所実現のための協力を要請してまいっております。経済産業省としましては、引き続き、こうした要請を含め、総合的な取引所の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○佐々木副大臣 お答えさせていただきます。取引所の再編というのが、国際的にも国内的にも状況が進展していく中で、大変重要な産業インフラであるというふうな認識をしておりますし、総合的な取引所を実現するというところは、共通認識に立たせていただいているところであります。先ほど質問がございましたが、昨年からの米の先物取引の試験上場をさせていただいておりますので、そういう推移もしっかりと見きわめていきたいというふうな思っておりますし、さらにまた、総合取引所実現のために関係取引所に働きかけていく決意に変わりはございません。

経産省、金融庁と連携しながら、先ほど大臣の方からお話がありました協議会等を通じて、引き続き努力をさせていただきます。

○斉藤(鉄)委員 金融庁、農水省、経産省、それぞれ決意がありました。金融、証券取引、そして商品取引、今、日本のシェアがどんどんどんどん落ちていくんですね。ほかの、ヨーロッパ、アメリカ、そしてアジアの取引所の規模が年々拡大しているのに、日本だけ落ちていく。これは危機的

状況だと思えます。省益を争っている場合じゃない。ぜひ、国益を考えて、三省庁がよく連携をとって頑張ってください、そのことをお願い申し上げます。

それから、法案の内容からちよつとずれますが、郵政民営化担当大臣たる松下大臣に、また金融担当大臣でもございますが、質問をさせていただきます。四月二十七日に郵政民営化法の一部改正案が成立をいたしました。十月一日に全面施行されて、郵便事業会社と郵便局会社の合併も予定されております。この合併が進みますと、分社化の弊害と言われていたものが解消されまして、効率的な経営や利用者の利便の向上、例えば、郵便の外務員の方が、おじいちゃん、おばあちゃんから頼まれて郵便貯金を預かっておろしてきてあげるといようなことも可能になってくるわけでございます。こういうことに対しての期待が大きいわけでございます。

法律成立後、短期間で合併を進めるということから、会社の準備も大変だと思えますが、混乱が起きて利用者に迷惑をかけるようなことがあってもいけない、こう思います。大臣として、円滑な合併、それから利用者利便の向上についてどう認識し、また会社をどう指導されているか、お伺いをいたします。

○松下国務大臣 斉藤先生には、今回の法案成立につきまして大変御尽力いただきましたこと、心から厚く御礼申し上げます。感謝を申し上げます。今御指摘ありましたように、……(発言する者あり)これからでございますけれども、法案提出について、議員立法について大変御尽力いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

その上で、十月一日に新しく出発いたします。先般、十月一日から郵便局と郵便会社を日本郵便株式会社として発足させるということも閣議決定いたしました。それに伴って、いろいろな必要な手続は今鋭意続けておりまして、順調に、工程表

をつくりながら対応をしております。

あと、おっしゃいましたように、一定期間ではありましたが、民営化の厳しい競争の状況が現場で起こってきておりまして、そういう人たちの、郵便の本来の業務に取り組んでいくということも含めて、郵便の局長さんのところにいろいろ、宅配便のゆうパック等を集荷してもらえないとか、郵便の配達担当員に、配達途上に貯金を預かってもらえないとか、いろいろな不便があつたわけです。

そういうものも一括してしっかりと郵便局の方でやっていくということも含めて、地域のユニバーサルサービスをしっかりとやっていくという段取りも、今、社員教育も含めて進めているところでございます。十月一日に向けて鋭意努力をしております。

○斉藤(鉄)委員 法案の趣旨を体して頑張ってください、このように思います。今回、民主、自民、公明、三党が議員立法を急いだ理由の一つとして、いわゆる郵政の株式売却凍結法があつたために金融二社の新規業務が一切できなかつたわけでございます。その間、どんどん残高も減っていく、金融二社の経営状態がどんどん悪くなっていく。これは、ある意味で我々国民の財産が日々毀損していつているという状況と

言ってもいいかと思えます。こういう危機感があつたわけですが、この法律が成立いたしました。郵政民営化委員会では、金融二社の新規業務の申請を受けて調査審議するための考え方を近々まとめると聞いております。今回の見直し法でも、新規業務は、将来的には届け出制ということを目指してございますが、当面、引き続き認可制ということでございます。法律施行前でも、認可申請があれば手続を進めて認可することができるわけでございます。もちろん、法律にのつとつた手続や審査はしっかりとやらなければならないけれども、ユニバーサルサービス責務をしっかりと果たしてもらうため

にも、新規業務をできる限り早期に認めていくことが重要だと私は考えております。

民営化担当大臣として、この金融二社の新規業務について、会社から認可申請はあるのか、また、大臣としてこれをどのような基本方針で積極的に推し進めようとしているのか、その御決意を伺います。

○松下国務大臣 新規業務につきましては、既に金融庁の実務方で、高いレベルで、どういう事業内容であるのか、そして、中長期的に、骨太にどういうビジネスモデルを考えているのかということも、今実際にヒアリングを始めました。その中で、どういう事業を新しく新規事業として取り込んでいけるのかということが明確になってくる、そう思っています。

同時に、郵政会社の方では、認可申請に向けて、新規事業の認可申請の準備をしているというふうにも聞いておりますので、できるだけ速やかに認可申請をしていただくというような状況をつくって、そして、郵政民営化法の趣旨ののっとった審議が行えるように努力していきたいと思っております。

一方では、新しい業務をしっかりと遂行していくについて、そういう体制が十分できているのか、他のいろいろな金融機関との競合についてしっかりとした説明ができるのかどうかということも、これはしっかりと審査をしていかなきゃいかぬと思っております、この趣旨に従って、議員立法です。そのメッセージがしっかりと伝わるように実現していきたい、そう考えています。

○斉藤(鉄)委員 大臣は民営化担当大臣であると同時に金融担当大臣で、お一人の中に二つの立場があって、いろいろ大変難しいお立場であろうというところはよく察しておりますけれども、民営化法の一部改正案の趣旨は、やはり、民間企業としてどんな申請をする、申請してきたものに対して民営化委員会が公平な立場からしっかりと議論する、それで、だめなものはない、いいものはないということ、余り申請する前に役所の方で規制

をするというのは我々の立法の趣旨ではありません。

そういう意味では、どんな申請を上げさせて、それをしっかりと民営化委員会で議論することが大事だと思っております。

大臣、どうぞ。

○松下国務大臣 立法の趣旨は十分踏まえておりますし、今斉藤委員のおっしゃったことは、共通の土俵に立っております。

その上で、企業価値を高めるためにも、株を上げた上で、これは東日本大震災の財源に充てるということも党の間で話し合いがなされてきておるわけでございますから、そういう企業価値を高めるためにも、新規事業についてしっかりと取り組みをしていくのが大事だと思っておりますし、おっしゃったように、前さばきをして、そしてそこで一つの形ができていくというようになことにはならないようにしていきたい、これはしっかりと考えていきたいと思っております。

○斉藤(鉄)委員 どうもありがとうございます。終わります。

○海江田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

質問に入る前に一言申し上げたいと思うんですが、委員会の運営は、各党が合意をして、その上で進めるべきだと思います。

その合意なしに、与党、委員長が職権で委員会を立てて、趣旨説明を行い、その日のうちに質疑を行って、結局、採決、そこまでやるというのは極めて異例であり、合意のないまままでやって、これは、やり方が余りにもひどいので、最初に厳しく抗議をしたと思います。二度とこういうことをやってはならないと思うんですね。

委員長に確認ですが、今後は合意に基づいて円満に進めると約束していただきたいと思っております。

○海江田委員長 佐々木委員の発言、重く受けと

めます。

○佐々木(憲)委員 受けとめるだけで、やらないという発言はなかったもので、どうなんですか、その辺は。

○海江田委員長 こうした事態に至らないよう、それぞれが努力をしていただきたいと思えますと同時に、私もそうした事態に至らないよう最大限の努力をするということでございます。

○佐々木(憲)委員 では、法案の内容に入ります。○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○佐々木(憲)委員 大臣、そうすると、この法案によりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○佐々木(憲)委員 大臣、そうすると、この法案によりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○佐々木(憲)委員 大臣、そうすると、この法案によりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○佐々木(憲)委員 大臣、そうすると、この法案によりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

○松下国務大臣 総合取引所を統合して設けることによりまして、証券会社が扱う投資マネー、これがこれまでよりも商品デリバティブ取引に流入する、こういうことになる、これを期待しているということですか。

マーケットとしてのメッセージを発し得るような力強いものにしていきたいというのが私たちの希望でございます。

○佐々木(憲)委員 要するに、現物取引、商品取引と、それから金融の取引と、その壁をできるだけ低くして、お互いにマネーが行き来できる環境を整える、簡単に言うんですけど、どう思うんですか。果たして、それが全体として国民の暮らしあるいは経済にとってプラスになるのかどうか、これが問題であります。

そこで、大臣に確認しますが、ことしに入りまして穀物の国際価格が高騰していることが世界じゅうで大きな問題になっておりますが、大臣にその認識はありますか。

○松下国務大臣 認識はございます。

○佐々木(憲)委員 リーマン・ショック前の二〇〇七年、二〇〇八年に一時価格が高騰しました。そのときよりも高値をつけている。シカゴの大豆先物は今、過去最高を更新しまして、トウモロコシも過去最高値の圏内にある。これはどこに原因があるというふうな大臣は考えておられますか。

○松下国務大臣 さまざまな要因はあると思えます。干ばつの問題、それから人口の爆発的な増加、それにいろいろな食料生産が追いつかないという地域もございまして、さまざま要因の中でのいろいろ判断がなされているんだ、そう思っています。

○佐々木(憲)委員 それだけでは足りないと思っております。

七月十一日付の日報新聞では、確かに、作柄の悪化を受けたということも指摘されていますけれども、投機資金の流入が急増している、米商品先物取引委員会、CFTCが九日に発表した三日時点のファンドなどの買い越し幅は、大豆が過去最大を更新した、トウモロコシは六月五日時点の約二倍の水準だ、原油などの価格が低迷する中、穀物に資金が集中した、こういうことを穀物商社の代表が証言しているわけです。

つまり、アメリカの干ばつ被害とそれに便乗

した投機マネーの流入というのが大きな影響を与えているというふうには指摘されていますが、大臣はどう認識されていますか。

○松下国務大臣 小説や映画等でも、そういう投機に走る人がいて、そのことであるいろいろな流通に大きな不安を残したという事実があることは私も聞いて知っております。

それ以上のことは私自身としては把握しておりませんが、そういう投機の場合には、やはり、総合取引所としての大きな使命、産業インフラを整備していくための大きな前進を図っていくかなきゃいけないということも含めて、本来の目的に合ったしつかりとした形にしていこうという努力しなきゃいかぬというふうに思っています。

○佐々木憲委員 小説や映画の話じゃないので、これは現実起こっているんですから。その原因が、投機資金が流入して高騰している、これが事実です。

金融庁、農水省、経産省は、ことし二月二十四日に総合的な取引所検討チーム取りまとめというのを作成しまして、これによりまして、金融商品取引所におけるデリバティブ取引の対象となる金融商品の定義から米等の特定商品を除くこととしております。若干先ほども議論がありました。

なぜ米を除くのか。先ほどの答弁では、特別の主食だからという話でありましたが、特別な主食を除くその理由を説明していただきたいと思っております。

○森本政府参考人 ちょっと法律的な点について御説明させていただきます。

今回提案させていただいております金商法の改正案によりまして、商品先物取引法に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがあるものについては対象から除くといった趣旨の規定になっており

ます。

○松下国務大臣 先ほど農林水産省の佐々木副大臣から答弁がありました。それ以上は私どももここで答弁することはないんですけども、復唱はいたしません。一つは、特別な主食であるということと、今試験上場中であるということ、その動向、推移をしつかり見ていきたいというお話がございました。そのことだと私も考えています。

○佐々木憲委員 先ほどの森本総務企画局長の答弁でも、価格の安定の措置の有無、つまり、価格が安定するかどうかはつきりしない、それから、適切な価格形成の阻害要因という問題もある。要するに、基本的には、米を投機の対象にはならない、簡単に言いますと、そういう考え方だと思っております。

そうしますと、こういうものを対象にして、投機マネーが米の先物取引に流入するという形になってしまつと、価格が乱高下して国民生活に非常に甚大な被害を与えかねない、私はそう思うんです。それならば、ほかの商品も似たようなものじゃないか。トウモロコシだってそうです。

ですから、私は、こういう大きな取引所をつくって、それで商品先物と金融、これを一緒に取引の対象にしていく、そのこと自体が非常に問題があるというふうには考えるものであります。

日本銀行の昨年二月の金融市場レポートによりまして、コモディティ価格の大幅上昇は商品の需給とは関係ない、投機資金の流入により、個別の市場特性にかかわらず上昇した可能性がある、こういうふうには分析している。つまり、通常の商品取引、これとは関係なく、投機資金が流入することによって価格が暴騰する、そういう可能性があるというのを、その前の実態を分析して結論を出しているわけですね。ですから、この日銀の分析は、私は大変重要な指摘をしていると思っております。

例えば、世銀も、商品に関する金融活動は、価格サイクルの長さや振幅を悪化させるという意味

で、価格の変動可能性を高め得るといことも指摘しております。あるいは、アジア開銀にも同じような指摘があります。

ですから、今回の改正で、証券、金融、商品を一括で取り扱う総合的な取引所ができるということは、巨大な投機資金が動く、そういう土台をつくることになるわけでありまして、穀物価格の高騰を招く要因をつくることになってしまつ。仮にこれに米が入つてくると、これはもう大変な不安を広げることになるといふことで、我々は、基本的に、こういう規制緩和は国民にとってマイナスであるという判断をしております。

○海江田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○海江田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。佐々木憲昭君。

○佐々木憲委員 日本共産党を代表して、金融商品取引法改正案に反対の討論を行います。

反対する第一の理由は、総合的な取引所の創設に伴い、監督権限を金融庁に一元化する点であります。規制監督権限は、業界の保護、振興を進める官庁から分離し、独立性と強い権限を持った行政機関が担うべきであります。

野村証券を初めとするインサイダー問題、保険業界の不払い問題など、業界にはびこる金融機関の不祥事は後を絶ちません。業界の保護、振興を図る金融庁が同時に業界の規制監督権限も持つことになれば、実効的な監督を期待できないことは明らかであります。

民主党がもとも政策インデックス二〇〇九で掲げた、独立性が高く、強力な権限を有する金融商品取引監視委員会、日本版FSAの創設、これこそ進めるべき政策ではないでしょうか。

反対する第二の理由は、穀物、エネルギーなどの商品市場に投機マネーの流入をさらに促進しようとしている点であります。

現在、米国の干ばつを機に投機マネーが穀物市場に流れ込み、大豆、トウモロコシ、小麦などの国際取引価格の暴騰を招いております。近年の商品市場の価格の乱高下が、途上国などで深刻な食料難を引き起こしてまいりました。

世銀を初め多くの国際機関が穀物価格高騰の要因に投機マネーの影響を指摘しているように、商品市場を投機マネーゲームから引き離すことが世界の流れであります。本法案は、その流れに反するものであります。

なお、本法案の店頭デリバティブ規制の整備と課徴金制度見直しなど不正取引規制のための法改正は必要な措置であります。以上述べた点から、本改正案には全体として反対の態度といたします。

以上であります。

○海江田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○海江田委員長 これより採決に入ります。金融商品取引法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○海江田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○海江田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

金融商品取引法等の一部を改正する法律案
金融商品取引法等の一部を改正する法律
(金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第一項中「譲受け」の下に「、合併若しくは分割による承継(合併又は分割により承継させ、又は承継すること)をいう。」を加え、同条第六項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 合併、分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡若しくは譲受け(以下この項及び次条第五項において「合併等」という。)により特定有価証券等を承継させ、又は承継する場合であつて、当該特定有価証券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

九 合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該上場会社等の特定有価証券等を承継させ、又は承継するとき。

十 新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社(会社法第七百六十三条に規定する新設分割設立会社をいう。次条第五項第十号において同じ)に特定有価証券等を承継させる場合
十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者である上場会社等が有する当該上場会社等の特定有価証券等を交付し、又は当該特定有価証券等の交付を受ける場合

第六十七條第五項中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 合併等により株券等を承継し、又は承継させる場合であつて、当該株券等の帳簿価額の当該合併等により承継される資産の帳簿価額の合計額に占める割合が特に低い割合として内閣府令で定める割合未満であるとき。

九 合併等の契約(新設分割にあつては、新設分割計画)の内容の決定についての取締役会の決議が公開買付者等の公開買付け等事実を知る前にされた場合において、当該決議に基づいて当該合併等により当該公開買付け等に係る株券等を承継し、又は承継させるとき。

十 新設分割(他の会社と共同してするものを除く。)により新設分割設立会社に株券等を承継させる場合
十一 合併等又は株式交換に際して当該合併等又は株式交換の当事者であつて公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が有する当該会社の株券等の交付を受け、又は当該株券等を交付する場合

第六七十二條の十第一項中「この条」の下に「第六七十二條の十一第一項」を加える。
第六七十二條の十一第一項中「この項」の下に「次条第一項」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金納付命令)
第六七十二條の十二 次の各号に掲げる者(次項において「開示書類提出者等」という。)が当該各号に定める書類又は情報(同項において「虚偽開示書類等」という。)を提出し、提供し又は公表した場合において、特定関与行為を行った者(以下この項において「特定関与者」という。)があるときは、内閣総理大臣は、次

節に定める手続に従い、当該特定関与者に対し、当該特定関与行為に関し手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額として内閣府令で定める額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 発行者 重要な事項につき虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項の記載が欠けている発行開示書類(第六七十二條の二第三項に規定する発行開示書類をいう。)、有価証券報告書等若しくは四半期・半期・臨時報告書等、虚偽等のある特定証券等情報又は虚偽等のある発行者等情報
二 第二十七條の三第二項(第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する公開買付者 重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている公開買付届出書等

2 前項の「特定関与行為」とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し若しくは公表することを容易にすべき行為であつて次の各号のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し若しくは公表することを唆す行為をいう。
一 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに關し、助言を行うこと。
二 前号に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部又は一部であることを知りながら、当該隠蔽し、又は仮装するための一連の行為(第六百九十三條の二第一項に規定する監査証明を行う行為を除く。)の全部又は一部を行うこと。

第六七十三條第一項第四号及び第六七十四條第一項第四号中「金融商品取引業者等に限る。」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者(第五項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改める。
第六七十四條の二第一項第二号中「(金融商品取引業者等に限る。)」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者(第六項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改める。

第六七十四條の三第一項第二号中「(金融商品取引業者等に限る。)」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者(第十項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改め、「場合」の下に「(第九項の役員等が同項の売買等をした場合を除く。)」を加え、同条第二項第三号中「(金融商品取引業者等に限る。)」を削り、「その行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)(顧客又は第四十二條第一項に規定する権利者(第十一項各号に掲げる者を除く。))を「自己以外の者」に改める。

第六七十六條第四項中「第六七十二條の十一第一項に規定する発行者」の下に「第六七十二條の十二第一項に規定する特定関与者」を加える。
第六七十七條の見出しを「(課徴金に関する調査のための処分)」に改め、同条中「内閣総理大臣は」の下に「第六七十二條の十二第一項」を加え、同条第一号中「質問し」を「出頭を求め、質問をし」に改める。

第六七十八條第一項第十一号の次に次の一号

を加える。

十一の二 第七十二条の十二第一項に該当する事実
第七十八条中第二十七項を第二十八項とし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。
22 第七十二条の十二第一項に規定する開示書類提出者等が同項に規定する虚偽開示書類等を出し、提供し又は公表した日から七年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該虚偽開示書類等に係る第一項第十一号の二に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第八十五条の七第一項中「第七十二条の十一第一項」の下に、「第七十二条の十二第一項」を加え、同条第十二項中「第七十八条第一項第十一号に掲げる事実」の下に、「同項第十一号の二に掲げる事実」を加え、同項の表第七十二條の二第二項に規定する発行者の項、第七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項、第七十二条の十第一項に規定する発行者の項及び第七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「又は帳簿書類を」若しくは「帳簿書類」に改め、「検査」の下に「又は第七十七條各号に掲げる処分」を加え、同項の次に次のように加える。

第七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第七十二条の二十六條(第二十七條において準用する場合を含む)の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは帳簿書類その他の物件の検査又は第七十七條各号に掲げる処分のいずれか	第七十二条の十二第一項の規定による額
-----------------------	---	--------------------

第八十五条の七第十三項中「さかのぼり」を「遡り」に改め、同項の表第七十二条の十一第一項に規定する発行者の項の次に次のように加える。

第七十二条の十二第一項に規定する特定関与者	第七十二条の十二第二項に規定する特定関与行為が開始された日	第七十二条の十二第一項又は前項第七十八條第一項第十一号の二に掲げる事実があると認められる場合に限る。
-----------------------	-------------------------------	--

第八十五条の八第一項中「又は第十一号」を「第十一号又は第十二号」に改める。
第八十五条の十九中「第八十五条第一項」を「第七十七條第一号若しくは第八十五条第一項」に改める。
第二百五五條の三第一号中「違反して」の下に

「出頭せず」を、「陳述をせず」の下に「若しくは」を加える。
第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。
目次中「第四十條の五」を「第四十條の六」に、「第二百五十三條の四」を「第二百五十三條の五」に改

める。

第二条第一項第十九号中「類似の取引」の下に「(金融商品第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。又は金融指標当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。に)に係るものを除く。」を加え、同条第八項第一号中「市場デリバティブ取引」の下に「(金融商品(第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。又は金融指標当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。に係る市場デリバティブ取引(以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。を)を除く。))を加え、同項第十一号口中「(金融商品)の下に」(第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。))を、「金融指標」の下に「(同号に掲げる金融商品に係るもの)にあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。」を加え、同項第十六号中「受けること」の下に「(商品関連市場デリバティブ取引)についての第二号、第三号又は第五号に掲げる行為を行う場合にあつては、これらの行為に関する、顧客から商品(第二十四項第三号の二に掲げるもの)をいう。以下この号において同じ。又は寄託された商品に関して発行された証券若しくは証書の預託を受けることを含む。」を加え、同条第十四項中「行う市場」の下に「(商品関連市場デリバティブ取引のみを行うものを除く。))」を加え、同条第十九項中「(第百二十二條第一項及び「第百十三條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二十一項第三号口中「前号」の下に「又は第四号の二」を加え、同項第四号中「第二十四項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

利率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約束する取引
第二条第二十一項第五号中「前三号」を「第二号から前号まで」に改め、同条第二十二項第一号中「第二十四項第五号」を「第二十四項第三号の二及び第五号」に、「以下この項を」第三号及び第六号に改め、同項第二号中「約定数値」の下に「(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。))」を、「現実数値」の下に「(これらの号に掲げる金融商品に係る金融指標の数値を除く。))」を加え、同項第四号中「場合の金融指標」の下に「(第二十四項第三号の二又は第五号に掲げる金融商品に係るものを除く。))」を加え、同項第五号中「第二十四項第三号」の下に、「第三号の二及び第五号」を加え、「同号」を「これらの号」に改め、「又は金融商品」の下に「(同項第三号の二及び第五号に掲げるものを除く。))」を加え、同条第二十三項中「類似の取引」の下に「(金融商品(次項第三号の二に掲げるもの)に限る。又は金融指標当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。に係るものを除く。))」を加え、同条第二十四項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 商品(商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるもの)をいう。以下同じ。
第二条第二十四項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、「(昭和二十五年法律第二百三十九

号」を削り、同条第二十五項第一号中「前項第三号」の下に「及び第三号の二」を加え、同項第三号中「商品指数」の下に「であつて、商品以外の物品の価格に基づいて算出されたもの」を加える。

第二十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二号第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

第二十八条第二項第三号中「前項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第二十九条の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号中「第二十八条第一項第一号」の下に「第一号の二」を加える。

第三十三条の二第三号中「行うもの」の下に「及び商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第三章第二節第一款中第四十条の五の次に次の一条を加える。

(のみ行為の禁止)

第四十条の六 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等(商品関連市場デリバティブ取引又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この条において同じ。)の委託を受けたときは、その委託に係る商品関連市場デリバティブ取引等をしていないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

第四十二条の五ただし書中「掲げる行為」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第四十三条の二第一項第二号中「及び第七十九条の二十」を「第七十九条の二十及び第七十九条の四十九」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二の二 金融商品取引業者等は、その行う商品関連市場デリバティブ取引についての第二号第八項第二号若しくは第三号に

第一類第五号 財務金融委員会議録第二十号

平成二十四年八月二十九日

掲げる行為(以下この条、次条及び第七十九条の二十において「商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」という。)に係る取引又は第三十五条第一項に規定する業務のうち商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務に付随する業務として内閣府令で定めるものに係る取引(第七十九条の二十及び第七十九条の四十九において「対象商品デリバティブ取引関連取引」と総称する。)に関し、第一百九条の規定により顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券その他の顧客から預託を受けた財産又は顧客の計算に属する金銭その他の財産については、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と区分して管理しなければならない。

第四十三条の三第一項中「有価証券関連デリバティブ取引等」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引若しくは商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等」を加える。

第四十三条の四の見出し中「有価証券」を「有価証券等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引についての第二号第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為に係る業務に関し、顧客の計算において自己が占有する商品(寄託された商品)に関して発行された証券又は証券を含む。以下この項において同じ。)又は顧客から預託を受けた商品(担保は、内閣府令で定めるところにより、当該顧客から書面による同意を得なければならぬ。第七十九条の二十第一項中「有価証券関連業務」の下に「(以下この章において「有価証券関連業務」という。)又は商品関連市場デリバティブ取引取次ぎ等に係る業務(以下この章において「商品デリバティブ取引関連業務」という。))を、「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバ

ティブ取引関連取引」を加え、同条第二項中「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「金融商品取引業」を「有価証券関連業務」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品)に関して発行された証券又は証券を含む。以下この号において同じ。)又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品(第二号に掲げるもの、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券又は商品)その他政令で定める有価証券又は商品(品を除く。)

第七十九条の二十第三項第二号中「金融商品取引業」第二十八条第八項に規定する有価証券関連業務に限る。以下この章において同じ。)を「有価証券関連業務」に、「次号」を「第五号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭(第二号に規定する金銭を除く。)

第七十九条の二十第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一百九条の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産のうち内閣府令・財務省令で定めるもの(商品関連市場デリバティブ取引)に関して預託を受けたものに限る。)

第七十九条の二十一「証券取引」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第七十九条の二十七第二項中「金融商品取引業」の下に「(有価証券関連業務又は商品デリバ

ティブ取引関連取引)を加え、同条第二項中「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「金融商品取引業」を「有価証券関連業務」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品)に関して発行された証券又は証券を含む。以下この号において同じ。)又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品(第二号に掲げるもの、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券又は商品)その他政令で定める有価証券又は商品(品を除く。)

第七十九条の二十第三項第二号中「金融商品取引業」第二十八条第八項に規定する有価証券関連業務に限る。以下この章において同じ。)を「有価証券関連業務」に、「次号」を「第五号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する金銭又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭(第二号に規定する金銭を除く。)

第七十九条の二十第三項第一号の次に次の一号を加える。

二 第一百九条の規定により金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産のうち内閣府令・財務省令で定めるもの(商品関連市場デリバティブ取引)に関して預託を受けたものに限る。)

第七十九条の二十一「証券取引」の下に「又は商品関連市場デリバティブ取引」を加える。

第七十九条の二十七第二項中「金融商品取引業」の下に「(有価証券関連業務又は商品デリバ

ティブ取引関連業務)を加え、同条第二項中「対象有価証券関連取引」の下に「又は対象商品デリバティブ取引関連取引」を加え、同条第三項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「金融商品取引業」を「有価証券関連業務」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 商品デリバティブ取引関連業務に係る取引に関し、一般顧客の計算に属する有価証券若しくは商品(寄託された商品)に関して発行された証券又は証券を含む。以下この号において同じ。)又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた有価証券若しくは商品(第二号に掲げるもの、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券又は商品)その他政令で定める有価証券又は商品(品を除く。)

第七十九条の二十第三項第二号中「金融商品取引業」第二十八条第八項に規定する有価証券関連業務に限る。以下この章において同じ。)を「有価証券関連業務」に、「次号」を「第五号」に、「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第七十九条の二十八第一項第一号中「有価証券関連業務」の下に「及び商品デリバティブ取引関連業務」を加え、「及び」を「並びに」に、「すべて」を「全て」に改める。

第七十九条の四十九の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の五項を加える。

2 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲を、第七十九条の二十第三項第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる顧客資産同号に掲げる顧客資産については、対象有価証券関連取引に関するものとして内閣府令・財務省令で定めるものに限る。のみに係る業務に限定する旨を定款で定めることができる。

この場合において、当該基金又はその会員である金融商品取引業者についての第七十九条の二十六第一項、第七十九条の二十八第一項、第三項及び第五項並びに第七十九条の五十三第一項の規定の適用については、第七十九条の二十六第一項中「金融商品取引業者」とあるのは「有価証券関連業務を行う金融商品取引業者」と、第七十九条の二十八第一項第一号及び第七十九条の五十三第一項第三号中「有価証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「有価証券関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、第七十九条の二十八第三項中「他の基金の会員となる場合」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。の)の会員となる場合若しくは既に会員である他の基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。の)の会員となる場合」として加入する手続をとつていること」とあるのは「他の基金(第七十九条の四十九第四項の規定による定款の定めがないものに限る。)

一一

に会員として加入する手続をとつてい
ると、又は既に他の基金(同条第二項及び第四
項の規定による定款の定めのないもの
に限る。)の会員であることとする。

3 前項の規定による定款の定めがある基金の
会員である金融商品取引業者であつて商品デ
リバティブ取引関連業務を併せて行う者(第
七十九條の二十七第一項に規定する政令で定
める金融商品取引業者を除く。)は、同条第一
項の規定にかかわらず、当該定款の定めがな
い他のいずれかの基金にその会員として加
入しなければならない。この場合において、
当該他の基金(次項の規定による定款の定め
がないものに限る。)は、当該金融商品取引業
者に関しては、その顧客資産に係る業務の範
囲を前項の顧客資産以外の顧客資産に係る業
務に限定をすることができるとし、かつ、
当該限定をした基金又は当該基金の会員
である金融商品取引業者についての第七十九
條の二十八第一項、第三項及び第五項並びに
第七十九條の五十三第一項第一号及び
第七十九條の五十三第一項第三号中「有価
証券関連業務及び商品デリバティブ取引関連
業務を行わない旨の第三十一條第四項の変更
登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ
取引関連業務を行わない旨の第三十一條第四
項の変更登録及び」と、第七十九條の二十八第
三項中「他の基金の会員となる場合」とある
のは「他の基金(第七十九條の四十九第二項
の規定による定款の定めがないものに限る。)
の会員となる場合若しくは既に会員である他
の基金(同条第二項及び第四項の規定による
定款の定めのないものに限る。))のみの会員
となる場合」と、同条第五項第二号中「他の
基金に会員として加入する手続をとつてい
ること」とあるのは「他の基金(第七十九條の
四十九第二項の規定による定款の定めがない
ものに限る。)に会員として加入する手続を
とつてい

いること、又は既に他の基金(同項及び同
条第四項の規定による定款の定めのない
ものに限る。)の会員であること」とす
る。

4 基金は、その顧客資産に係る業務の範囲
を、第七十九條の二十第三項第二号、第四
号、第六号及び第七号に掲げる顧客資産(同
号に掲げる顧客資産については、対象商品デ
リバティブ取引関連取引に関するものとして
内閣府令・財務省令で定めるものに限る。)
みに係る業務に限定する旨を定款で定める
ことができる。この場合において、当該基金
又はその会員である金融商品取引業者につ
いては、第七十九條の二十六第一項、第七
十九條の二十八第一項、第三項及び第五項
並びに第七十九條の五十三第一項の規定に
ついては、第七十九條の二十六第一項中「
金融商品取引業者」とあるのは「商品デ
リバティブ取引業者」と、第七十九條の二
十八第一項、第三項及び第五項並びに第
七十九條の五十三第一項第一号及び第七
十九條の二十八第一項第一号及び第七十九
條の五十三第一項第三号中「有価証券関連
業務及び商品デリバティブ取引関連業務
を行わない旨の第三十一條第四項の変更
登録並びに」とあるのは「商品デリバ
ティブ取引関連業務を行わない旨の第三
十一條第四項の変更登録及び」と、第七
十九條の二十八第三項中「他の基金の
会員となる場合」とあるのは「他の基金
(第七十九條の四十九第二項の規定による
定款の定めがないものに限る。)の会員と
なる場合若しくは既に会員である他の基
金(同条第二項及び第四項の規定による定
款の定めのないものに限る。))のみの会
員となる場合」と、同条第五項第二号中
「他の基金に会員として加入する手続を
とつてい

に限定することとする。

5 前項の規定による定款の定めがある基金の
会員である金融商品取引業者であつて有価
証券関連業務を併せて行う者(第七十九條の
二十第七第一項に規定する政令で定める
金融商品取引業者を除く。)は、同条第一
項の規定にかかわらず、当該定款の定めが
ない他のいずれかの基金にその会員として
加入しなければならない。この場合におい
て、当該他の基金(第二項の規定による定
款の定めがないものに限る。)は、当該金
融商品取引業者に関しては、その顧客資
産に係る業務の範囲を前項の顧客資産
以外の顧客資産に係る業務に限定を
することができるとし、かつ、当該限定
をした基金又は当該基金の会員である金
融商品取引業者についての第七十九條の
二十八第一項、第三項及び第五項並び
に第七十九條の五十三第一項第一号及び
第七十九條の二十八第一項第一号及び第
七十九條の五十三第一項第三号中「有
価証券関連業務及び商品デリバティブ
取引関連業務を行わない旨の第三十一
條第四項の変更登録並びに」とある
のは「有価証券関連業務を行わない旨
の第三十一條第四項の変更登録及び」と
、第七十九條の二十八第三項中「他の
基金の会員となる場合」とあるのは「
他の基金(第七十九條の四十九第二項
の規定による定款の定めがないもの
に限る。)の会員となる場合若しくは
既に会員である他の基金(同条第二項
及び第四項の規定による定款の定め
のないものに限る。))のみの会員と
なる場合」と、同条第五項第二号中
「他の基金に会員として加入する手
続をとつてい

6 第七十九條の二十七第二項及び第三項の規
定は、第二項の規定による定款の定めがある
基金の会員である金融商品取引業者又は第四
項の規定による定款の定めがある基金の会員
である金融商品取引業者であつて、第三十一
條第四項の変更登録を受けて商品デリバ
ティブ取引関連業務又は有価証券関連業務
を行おうとする者(第七十九條の二十七第
二項に規定する政令で定める者を除く。)
について準用する。この場合において、第
七十九條の二十七第二項中「いずれかの
基金」とあるのは、「当該定款の定めがない
他のいずれかの基金」と読み替へるものと
する。

第七十九條の五十三第一項第二号中「有
価証券関連業務及び商品デリバティブ
取引関連業務を行わない旨の第三十一
條第四項の変更登録並びに」を削り、同
項第三号中「(二)の下に「有価証券関連
業務及び商品デリバティブ取引関連業務
を行わない旨の第三十一條第四項の変
更登録並びに」を加え、「すべて」を「全
て」に改める。
第七十九條の六十一中「受けて」を「
受けて行う」に改め、「ための業務」の
下に「次として内閣府令・財務省令で
定める業務」を加える。
第七十九條の六十三中「第七十九條の
四十九各号」を「第七十九條の四十九
第一号」に改める。
第七十九條の七十二中「第七十九條の
四十九第一号」を「第七十九條の四十九
第一号」に改める。
第七十九條の七十二中「前項」を「前
二項」に改め、「第九十五條中」の下に
「次に掲げる事由」とあるのは「次に
掲げる事由(第百五十一條に規定する
商品取引参加者にあつては、第一号に
掲げる事由を除く。)」と、を加え、同
項第三項とし、同条第一項の次に次の
一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、会員金融
商品取引所は、定款の定めるところによ
り、当該会員金融商品取引所の開設す
る取引所金融商品

市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。この場合において、個人、第二十九条の四第一項第一号イ若しくはロに該当する者又はその役員のうち同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人に対しては、取引資格を与えてはならない。

第九十三条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第九十五条中」の下に「次に掲げる事由」とあるのは「次に掲げる事由(第五十一条に規定する商品取引参加者にあつては、第一号に掲げる事由を除く。)」と、を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、株式会社金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、当該株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において商品関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることができる。この場合において、個人、第二十九条の四第一項第一号イ若しくはロに該当する者又はその役員のうち同項第二号イからトまでのいずれかに該当する者のある法人に対しては、取引資格を与えてはならない。

第九十七條に次の一項を加える。
2 金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設する場合にあつては、その業務規程において、その開設する取引所金融商品市場ごとに、前項各号に掲げる事項のほか、当該取引所金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとに、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品等に関する細則を定めなければならない。

第九十七條の二第二項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。
第九十三條に次の一項を加える。
2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を

第一類第五号 財務金融委員会議録第二十号

受けた事項のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣府令で定めるところにより、第九十四條の六の二に規定する商品市場所管大臣に通知するものとする。

第九十二條中第八項を第十項とし、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

第九十四條第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所を一部の当事者とする合併で、当該合併により株式会社商品取引所が消滅する場合にあつては、当該合併により消滅した株式会社商品取引所の開設していた商品市場(商品先物取引法第二條第九項に規定する商品市場をいう。以下この項において同じ。)において成立した取引(同法第二條第三項に規定する先物取引に該当するものであつて、商品又は同條第二項に規定する商品指数(商品以外の物品の価格に基づいて算出されたものを除く。)に係るものに限る。)であつて決済を結了していないものは、合併後金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、当該商品市場において当該市場デリバティブ取引とみなされた取引を行った商品先物取引業者(商品先物取引法第二條第三項に規定する商品先物取引業者をいう。第二十二條第二項第三号において同じ。)は、当該取引の決済を結了する目的の範囲内において、合併後金融商品取引所の取引参加者である金融商品取引業者とみなす。

第九十二條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

第九十四條第一項の認可に係る合併が株式会社商品取引所(商品先物取引法第二條第六項に規定する株式会社商品取引所をいう。以下この条において同じ。)を一部の当事者とする

合併で、当該合併により株式会社金融商品取引所が設立される場合にあつては、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務(当該株式会社金融商品取引所が行う業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第九十一條中「その子会社」の下に、「その商品取引参加者(第九十二條第二項又は第九十三條第二項の規定により取引資格を与えられた者をいう。以下同じ。)」を加え、「若しくは当該子会社の業務」を、「当該子会社若しくは当該商品取引参加者の業務(当該商品取引参加者にあつては、その行う商品関連市場デリバティブ取引に関するものに限る。)」を加える。

平成二十四年八月二十九日

第九十三條の五 内閣総理大臣は、商品取引参加者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、金融商品取引所に対し、当該商品取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨を命じ、又は六月以内の期間を定めて当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引を停止若しくは制限すべき旨を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三條第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

第九十九條第一項第二号中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第五号まで」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 自己のする売付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(第二條第二十一項第一

号に掲げる取引に限る。))による売付けに限り、有価証券及び商品以外の金融商品にあつては同号又は同條第二十二項第一号に掲げる取引による売付けに限る。))と同時期に、それと同価格において、他人が当該金融商品を買付け(商品にあつては市場デリバティブ取引(同條第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))により買付け(商品にあつては同号又は同條第二十二項第一号に掲げる取引による買付けに限る。))をあらかじめその者と通謀の上、当該売付けをすること。

第九十九條第一項第八号中「及び第五号」を「から第五号まで」に改める。

第九十六條に次の一項を加える。

三 内閣総理大臣は、商品取引参加者が自己の計算において行う商品関連市場デリバティブ取引を制限し、又はその行う過大な数量の取引であつて取引所金融商品市場の秩序を害すると認められるものを制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める事項を内閣府令で定めることができる。

第七十三条第二項中「有価証券の売付け、
 第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品
 の売付け(商品にあつては、市場デリバティブ
 取引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に
 限る。))による売付けに限る。)、同項第二号」に
 改め、同条第三項中「有価証券の買付け、第二
 条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品
 の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取
 引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限
 る。))による買付けに限る。)、同項第二号」に改
 め、同条第六項中「有価証券を有しないで当該
 有価証券の売付け」を「有価証券又は商品
 を有しないで当該有価証券又は商品の売付け(商品
 にあつては、市場デリバティブ取引(第二条第二
 十一項第一号に掲げる取引に限る。))による売付
 けに限る。))」に改め、同条第七項中
 「有価証券又は商品」に改め、同条第七項中
 「有価証券」の下に「又は商品」を加える。

第七十四条第二項中「有価証券の売付け、
 第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は
 商品の売付け(商品にあつては、市場デリバ
 ティブ取引(第二条第二十一項第一号に掲げる
 取引に限る。))による売付けに限る。)、同項第二
 号」に改め、同条第三項中「有価証券の買付け、
 第二条第二十一項第二号」を「有価証券又は商品
 の買付け(商品にあつては、市場デリバティブ取
 引(第二条第二十一項第一号に掲げる取引に限
 る。))による買付けに限る。)、同項第二号」に改
 め、同条第五項中「有価証券を有しないで当
 該有価証券の売付け」を「有価証券若しくは商品
 を有しないで当該有価証券若しくは商品の売付
 け(商品にあつては、市場デリバティブ取引(第
 二条第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))に
 よる売付けに限る。))」に改め、「係る有価証券」
 の下に「若しくは商品」を加え、「第二条第二十
 一項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第六
 項中「有価証券」の下に「若しくは商品」を加え、
 同条第八項中「有価証券を有しないで当該有価

証券の売付け」を「有価証券若しくは商品
 を有しないで当該有価証券若しくは商品の売付け(商
 品にあつては、市場デリバティブ取引(第二条
 第二十一項第一号に掲げる取引に限る。))による
 売付けに限る。))」に改め、「係る有価証券」の
 下に「若しくは商品」を加え、「第二条第二十一項
 第二号」を「同項第二号」に改め、同条第九項中
 「所有している有価証券」及び「準ずる有価証券」
 の下に「若しくは商品」を加える。

第七十四条の六の二中「内閣総理大臣は」の
 下に「金融商品取引業者等、取引所取引許可
 業者」を加え、「(商品先物取引法第三百五十四
 条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に
 定める大臣をいう。))」を削り、第五号を第六号
 とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下
 げ、同条第一号中「第三号」を「第四号」に改め、
 同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を
 加える。

一 第五十二條第一項、第五十二條の二第一
 項又は第六十條の八第一項の規定による命
 令(第六十一條第二項において準用する
 同条第一項の規定による内閣府令であつて
 商品関連市場デリバティブ取引に関する事
 項を定めたるものに違反したことを理由とす
 るものに限る。))
 第七 第九十四條の六の二に次の一号を加える。
 七 第九十三條の五の規定による命令(商
 品取引参加者が第六十一條第三項の規定
 による内閣府令に違反したことを理由とす
 るものに限る。))
 第九十四條の六の二を第九十四條の六の
 三とし、第九十四條の六の次に次の一条を加
 える。
 (商品市場所管大臣への協議等)
 第九十四條の六の二 内閣総理大臣は、次に
 掲げる処分をするときは、あらかじめ、商品
 市場所管大臣(商品先物取引法第三百五十四
 条第一項各号に掲げる区分に応じ、当該各号
 に定める大臣をいう。以下同じ。)に協議し、

その同意を得なければならぬ。ただし、第
 二号ハからホまで、第四号ロ又は第五号ロに
 掲げるものについては、公益又は投資者保護
 のために急を要するときは、あらかじめ、必
 要な措置の概要を、商品市場所管大臣に通知
 すれば足りる。

一 第八十條第一項の規定による免許(商品
 関連市場デリバティブ取引を行う金融商品
 市場を開設しようとする者に対するもの
 に限る。))
 二 金融商品取引所に対する次のイからヘま
 でに掲げる処分
 イ 第二百二十七條第一項の規定による命令
 (商品又は金融指標(商品の価格又はこれ
 に基づいて算出した数値に限る。))に係る
 ものに限る。))
 ロ 第四百十九條第一項の規定による業務
 規程の変更の認可(第一百七十七條第一項第
 五号(商品関連市場デリバティブ取引に
 係るものに限る。))若しくは第八号(商品
 関連市場デリバティブ取引に係る商品の
 受渡しに係るものに限る。))に掲げる事項
 又は同条第二項に規定する細則に関する
 事項に係るものに限る。))
 ハ 第五十二條第一項第一号の規定によ
 る命令(商品関連市場デリバティブ取引
 に関し、定款その他の規則に定める必要
 な措置(取引証拠金に関する事項その他
 政令で定める事項に係るものに限る。))を
 命ずるものに限る。))
 ニ 第五十二條第一項第二号の規定によ
 る命令(商品関連市場デリバティブ取引
 に係るものに限る。))
 ホ 第九十三條の規定による命令(商品
 関連市場デリバティブ取引に係る取引証
 拠金に関する事項についての業務規程の
 変更命令その他政令で定めるものに限
 る。))
 ヘ 第九十六條の十九第一項の規定によ

る承認(商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行うおとす者に対するものに限る。)

三 第五十六条の二の規定による免許(商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行うおとする者に対するものに限る。)

四 金融商品取引清算機関(商品取引債務引受業等を行うものを除く。)に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ 第五十六条の十二の規定による業務方法書の変更の認可(第五十六条の七第二項第四号に掲げる事項のうち商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係るものに限る。)

ロ 第五十六条の十六の規定による命令(商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。)

五 金融商品取引清算機関(商品取引債務引受業等を行うものに限る。)に対する次のイ及びロに掲げる処分

イ 第五十六条の十二の規定による業務方法書の変更の認可(商品関連市場デリバティブ取引に関する事項に係るものに限る。)

ロ 第五十六条の十六の規定による命令(商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令に限る。)

第九十七号第一項第五号中「違反した者」の下に「(当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。)」を加え、同条第二項中「行つた者」の下に「(当該罪が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合を除く。)」を加える。

第九十七号の二第十三号を次のように改める。

第十三 第五十七条、第五十八条若しくは第九十九条の規定に違反した者(当該違反が商品関連市場デリバティブ取引のみに係るものである場合に限る。)(又は第六十六条第一項若しくは第三項若しくは第六十七条第一項若しくは第三項の規定に違反した者

第九十八号の五第一号中「第二項」の下に「、第四十三条の二の二を加え、同条第二号の二中」又は第五十七条の二十一第二項を「、第五十七号の二十一第二項又は第五十三号の五」に改める。

第九十九号中「、商品取引所持株式会社の子会社」の下に「、商品取引参加者」を加える。

第二百条第十五号の次に次の一号を加える。

第二百二条第二項に次の一号を加える。

第二百二条第二項に次の一号を加える。

第二百八条第十一号中「第三百三十一条」を「第三百三十一条第一項」に改め、同条第十五号中「第七十九号の四十九」を「第七十九号の四十九第一項」に改める。

第三条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

「第四款 電子店頭デリバティブ取引等業務の許可(第六十条の十四)を第五款 外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者(第六十一条)を第六款 情報収集のための施設の設置(第六十二条)に改める。

第二十九条の四第一項第一号イ中「許可を取り消され」の下に「、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加え、同条第二号中「許可を取り消されたことがある場合」の下に「、第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者であつた法人が同項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消されたことがある場合」を加え、同号ホ中「第六十条第一項」の下に「若しくは第六十条の十四第一項」を加え、同号ヘ中「第六十条の十四第一項」の下に「(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三章第二節第一款第四十条の六の次に次の一条を加える。

(店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等)

第四十条の七 金融商品取引業者等(店頭デリバティブ取引を業として行う者に限る。)(は、特定店頭デリバティブ取引(店頭デリバティブ取引のうち、取引高その他の取引の状況に照らして、取引の公正の確保のためその概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる取引として内閣府令で定めるもの)をいう。次項、第五十八条の二及び第六十条の十四第一項において同じ。)(を行う場合には、当該金融商品取引業者等がその店頭デリバティブ取引の業務の用に供する電子情報処理組織又は他の金融商品取引業者等(店頭デリバティブ取引等を業として行う者に限る。)(若しくは同条第二項に規定する電子店頭デリバ

ティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行わなければならない。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた特定店頭デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、その価格、数量その他取引の概要を明らかにするために必要な事項を公表しなければならない。

第五十八号の二ただし書中「する場合」の下に「(当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)(若しくは代理を行う場合を除く。))」を加える。

第六十条の三第一項第一号ト中「第六十条の八」を「第六十条の八第一項」に改め、「許可を取り消され」の下に「、第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加える。

いものは、有価証券関連業を行う者を相手方とする場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、第二十九条及び第五十八条の二の規定にかかわらず、内閣総理大臣の許可を受けて、その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を業として行うこと(次項において「電子店頭デリバティブ取引等業務」という。)ができる。

2 第六十条第二項から第四項まで、第六十条の二第一項第六号及び第九号を除く。及び第六十条の三(第一項第一号二及び第三号を除く。)の規定は前項の許可について、第四十条の七第二項及び第六十条の四から前条までの規定は前項の許可を受けた者(以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。)の電子店頭デリバティブ取引等業務について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条の七第二項中「前項の規定により電子情報処理組織を使用に供した者は、当該」とあるのは、「第六十条の十四第二項に規定する電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、その店頭デリバティブ取引の業務の用に供する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条の六中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、「第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者の」を「同項の許可を受けた外国証券業者の」に改める。

第六百五十五条の三第二項第三号中「許可を取り消され」の下に、「第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定により第六十条の十四第一項の許可を取り消され」を加える。

第六百五十六条の二十の四第二項第三号及び第六百五十六条の二十の十八第二項第三号中「第六

十條の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。
第六百九十条第一項中「第六十条の十二第三項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」及び第六十条の十四第二項を加える。

第六百九十四条の三中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第四号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加える。

第六百九十四条の四第一項第七号中「第六十条第一項」の下に「又は第六十条の十四第一項を加え、同項第八号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同項第九号中「又は第六十条の九を、若しくは第六十条の九第一項」に改め、「取消し」の下に「又は第六十条の十四第二項において準用する第六十条の八第一項若しくは第六十条の九第一項の規定による第六十条の十四第一項の許可の取消し」を加え、同条第二項第二号中「第六十条の七」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六百九十四条の五第一項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条第二項中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加える。

第六百九十四条の七第二項第二号中「第六十条の十一」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三項中「第六十条の十二第三項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」及び第六十条の十四第二項を加える。
第六百九十八条第一号中若しくは第六十条第

一項」を、「第六十条第一項若しくは第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号中「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改め、同条第三号の二中「第六十条の十三」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、「又は第六十条第一項」を、「第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改める。

第六百九十八条の五中「取引所取引許可業者」の下に、「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第六百九十八条の六第一号中「第六十条の二第二項若しくは第三項」の下に「これらの規定を第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第三号中「第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「第四十六条の三第一項(第六十条の六)の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」以下この号において同じ。を加え、同条第五号中「第四十六条の三第二項(第六十条の六)の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」以下この号において同じ。を加え、同条第六号中「第六十条の七」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十号及び第十一号中「第六十条の十一」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第十二号及び第十三号中「第六十条の十二第三項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百一条中「取引所取引許可業者」の下に「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」を加え、同条第二号中「第六十条第二項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百五十五条の二の三第一号中「第六十条の五」

の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第六十条の六」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百八条中「若しくは取引所取引許可業者」を「取引所取引許可業者若しくは電子店頭デリバティブ取引等許可業者」に改め、同条第五号中「第四項、第六十条の八第一項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」以下この号において同じ。を加え、同条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 第四十条の七第二項(第六十条の十四第二項)において準用する場合を含む。の規定による公表を怠り、又は虚偽の公表をしたとき。

第二百九条第七号中「第六十条の四第二項」の下に「第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。」を加える。

(商品先物取引法の一部改正)
第四条 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「及び外国商品市場」を「外国商品市場及び取引所金融商品市場(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。))」に改める。

第三条第一項ただし書中「(昭和二十三年法律第二十五号)」を削る。

第三条の二第一項ただし書中「(金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。))」を削る。

第三百五十四条の二の見出しを「(内閣総理大臣との関係)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるとき

業務をいう。以下この条及び次条において同じ。を行おうとする委託者保護基金(改正法附則第四条第一項に規定する委託者保護基金をいう。次条において同じ。)、創立総会の終了後」とあるのは「特定業務を行うための業務規程の変更を行う総会の決議後」と、「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と、同項第三号中「会員」とあるのは「特定会員(改正法附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。)」にならうとする者」と、同条第二項中「内閣府令・財務省令」とあるのは「農林水産省令・経済産業省令」と、新金融商品取引法第七十九条の三十一第一項中「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と、同項第一号中「設立の手續及び定款及び業務規程」とあるのは「定款・特定業務に関する部分に限る。次号において同じ。)」及び業務規程(特定業務に関する部分に限る。次号において同じ。)」と、同項第四号中「基金」とあるのは「委託者保護基金」と、「業務」とあるのは「特定業務を併せて」と、同項第五号中「業務」とあるのは「特定業務」と、同条第二項から第四項までの規定中「内閣総理大臣及び財務大臣」とあるのは「農林水産大臣及び経済産業大臣」と読み替えるものとする。

3 新金融商品取引法第七十九条の二十七第一項の規定は、特定会員については、当該特定会員が有価証券関連業(新金融商品取引法第七十九条の二十第一項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。)を行う金融商品取引業者(新金融商品取引法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者を除く。)である場合を除き、適用しない。

4 新金融商品取引法第七十九条の二十七第二項及び第三項の規定は特定会員であつて新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けて有価証券関連業を行おうとする者(新金融商品取引法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者を除く。)について、新金融商品取引法第七十九条の二十七第四項の規定は特定委託者保護基金の会員が特定会員となつた場合について、それぞれ準用する。

5 特定会員については、新金融商品取引法第七十九条の二十八(第一項から第三項まで及び第五項各号列記以外の部分に限る。)の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「基金を脱退する」とあるのは「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第...号)附則第四条第一項に規定する特定委託者保護基金(以下この条において「特定委託者保護基金」という。))の同項に規定する特定会員(以下この条において「特定会員」という。)でなくなるものとする」と、同項第一号中「有価証券関連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに」とあるのは「商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録及び」と、同条第二項中「基金を脱退した」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員でなくなった」と、「基金の会員」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員」と、同条第三項中「事由による」とあるのは「事由による場合、その所属する特定委託者保護基金を脱退する」と、「他の基金の会員」とあるのは「基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。))の会員となる場合若しくはその所属する基金(同条第二項及び第四項の規定による定款の定めのないものに限る。))において当該金融商品取引業者に係る同条第四項の顧客資産に係る業務を行うこと」と、「その所属する基金を脱退する」とあるのは「特定委託者保護基金の特定会員でなくなる」と、同条第五項各号列記以外の部分中「次に掲げる要件を満たしている」とあるのは「当該金融商品取引業者が、基金(第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。))に会員として加入する手續をとつている場合又は既に基金(同条第二項及

6 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法の規定の適用については、新商品先物取引法第二百七十七条第一項第一号中「取消し」とあるのは「取消し(特定会員(金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第...号)附則第四条第一項に規定する特定会員をいう。以下この条において同じ。))については、当該許可の取消し及び特定会員でなくなること(同法附則第四条第五項において読み替へること)」と、同条第二項第二号中「場合」とあるのは「場合(特定会員については、当該届出をし、かつ、特定会員でなくなる場合)」と、同条第四項中「当該商品先物取引業者」とあるのは「当該商品先物取引業者が当該特定委託者保護基金を脱退するまでに当該特定委託者保護基金が受けた金融商品取引法第七十九条の五十三第三項又は第三項から第五項までの規定による通知に係る金融商品取引業者及び当該商品先物取引業者」と、「第三百八条第一項」とあるのは「第三百八条第一項並びに同法第七十九条の五十六第一項及び第七十九条の五十九第一項」と、新商品先物取引法第三百二十七条第一項中「他の委託者保護基金」とあるのは「他の委託者保護基金又は金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金(同法第七十九条の四十九第二項の規定による定款の定めがないものに限る。))とする。

7 新金融商品取引法第七十九条の四十九第三項の規定は、特定会員については、適用しない。

8 農林水産大臣及び経済産業大臣は、特定委託者保護基金が、その特定業務に関して、法令、

9 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

一 第一項の認可

二 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第二百八十三条第二項の規定による定款の変更(特定業務に関する事項についての変更に限る。))の認可

三 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百一条第二項の規定による業務規程の変更(特定業務に関する事項についての変更に限る。))の認可

四 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十三条の規定による命令(特定業務に関する命令に限る。))

五 前項の規定による第一項の認可の取消し

六 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十四条第一項の規定による設立の認可の取消し

七 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十五条第二項の規定による解散の認可

八 特定会員である金融商品取引業者についての新商品先物取引法第二百七十七条第二項第三号の規定による他の委託者保護基金の会員となることの承認

九 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及

10 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及

10 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及

10 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及

10 農林水産大臣及び経済産業大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を内閣総理大臣及

び財務大臣に通知しなければならない。
一 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十三条第三項の規定による届出を受けたとき。
二 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十六条第二項の規定により役員を選任又は解任の認可をしたとき。
三 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十六条第五項の規定により役員を選任を命じたとき。
四 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第二百八十九条の規定により仮理事又は仮監事を選任したとき。
五 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百三条第二項の規定による報告を受けたとき。
六 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百三条第三項の規定による通知をしたとき。
七 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新商品先物取引法第三百八条第二項の規定による適格性の認定を行ったとき。
八 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百七条の規定による予算及び資金計画の提出を受けたとき。
九 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表等の承認をしたとき。
十 特定委託者保護基金について、新商品先物取引法第三百二十二条第一項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査を行ったとき。
十一 前項各号に掲げる処分を行ったとき。
十二 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を農林水産大臣及び経済産業大臣に通知しなければならない。

一 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十三第二項の規定による報告を受けたとき。
二 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十三第三項から第五項までの規定による通知をしたとき。
三 特定委託者保護基金の特定会員である金融商品取引業者について、新金融商品取引法第七十九条の五十九第二項に規定する適格性の認定を行ったとき。
十二 内閣総理大臣及び財務大臣は、必要があると認めるときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に対し、次に掲げる事項を行うことを求めることができる。
一 特定委託者保護基金の特定業務に関する必要な資料の提出及び説明
二 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は立入検査
三 特定委託者保護基金についての新商品先物取引法第三百二十三条の規定による命令
四 第八項の規定による第一項の認可の取消し
十三 特定業務を行うおとする委託者保護基金は、施行日前においても、特定業務を行うための定款及び業務規程の変更、第一項の認可の申請、特定会員となろうとする者による同項の申出の受理その他特定業務を行うために必要な行為をすることができ。

(金融庁長官への権限の委任)
第五条 内閣総理大臣は、前条の規定による権限(政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。
(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の一部改正)
第六条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の五」を「第四十条の六」に改める。
一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

(昭和十八年法律第四十三号)第二条の二
二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十一条の二の四、第十一条の十の三及び第九十二条の五
三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第二項
四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九、第十五条の七及び第二百一十一条の五
五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第二項
六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五
七 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第二十九条
第七条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改める。
一 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
第二条の二
二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)の三及び第九十二条の五
三 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十二条の三第二項
四 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の九、第十五条の七及び第二百一十一条の五
五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の七の五第二項

和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二
二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二
三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二
四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二
五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二
六 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百条の二
七 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十四条の二
第九条 次に掲げる法律の規定中「第四十条の六」を「第四十条の七」に改め、「のみ行為の禁止の下に」、店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等」を加える。
一 協同組合による金融事業に関する法律第六十条の五の二
二 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二
三 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二
四 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二
五 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二
六 保険業法(平成七年法律第五十五号)第三百条の二
七 信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二十四条の二
(登録免許税法の一部改正)
第十条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一「第四十一号中」若しくは取引所取引業務を、取引所取引業務若しくは電子店頭デリバティブ取引等業務に改め、同号(イ)を同号(ロ)とし、同号(ロ)から(ハ)までを同号(イ)から(ハ)までとし、同号(イ)の次に次のように加える。

(六) 金融商品取引法第六十条の十四第一項(電子店頭デリバティブ取引) 許可件数 一件につき十五万円

